

障害児通所給付費に係る国の負担が不当

1件 不当金額(支出) 514万円
(前年度 1件 911万円)

1 障害児通所給付費の概要

障害児通所支援は、障害児に対して児童発達支援、放課後等デイサービス等を行うものであり、市町村(特別区を含む。)は、これに要する費用について、障害児の保護者に対して障害児通所給付費を支給している。

指定障害児通所支援事業者(以下「事業者」)が障害児通所支援を提供して請求することができる費用の額は、障害児通所支援の種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価を乗じて算定することとなっている。

そして、放課後等デイサービスを行う事業所には、所定の業務に一定期間以上従事した者であることなどの要件を満たす児童発達支援管理責任者(以下「管理責任者」)等の従業者を配置することとなっている。

放課後等デイサービスに要する費用の額については、厚生労働省が定めた算定基準等に基づき、適正な障害児通所支援の提供を確保するために、管理責任者を事業所に配置していない場合には、配置しなくなった月の翌々月から配置することになった月まで、児童発達支援管理責任者欠如減算(以下「管理責任者欠如減算」)として、基本報酬の単位数に、管理責任者欠如減算が適用される月から5月末満の月については70/100、5月以上の月については50/100をそれぞれ乗じて得た単位数を基に算定することなどとなっている。

また、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行うなど支援の強化を図るために、事業所に配置すべき従業者の員数に加えて、従業者を一人以上配置している場合に、児童指導員等加配加算として、加配する従業者の種別、事業所の定員等に応じた単位数を基本報酬の単位数に加算することとなっている。そして、管理責任者は事業所に配置すべき従業者に含まれることから、管理責任者を配置していない期間は児童指導員等加配加算を算定できないこととなっている。

市町村から通所給付決定を受けた障害児の保護者が事業者から障害児通所支援の提供を受けたときは、市町村はこれに係る障害児通所給付費を事業者に支払い、国は市町村が支弁した障害児通所給付費の1/2を負担している。

(注) 放課後等デイサービス 学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児に対して、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供する支援

2 検査の結果

山梨県に所在する1事業者は、放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費の算定に当たり、平成30年4月から令和元年11月までの期間について、事業所に管理責任者として配置された者が所定の業務に一定期間以上従事した者であることの要件を満たしていなかったのに、管理責任者欠如減算として基本報酬の単位数に70/100又は50/100を乗ずることなく算定したり、児童指導員等加配加算の単位数を加算したりなどしていた。

このため、平成30、令和元両年度に、上記の1事業者に対して3市が行った障害児通所給付費の支払が計230件、計1029万円過大となっていて、これに対する国の負担額514万円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。